

第2回研修カリキュラム等の検討に関する実務者作業チーム	
令和7年3月10日	参考資料4

## 障害児支援事業者団体書面ヒアリングまとめ

### 【書面ヒアリング提出団体】

- 一般社団法人 医療的ケア児等コーディネーター支援協会 . . . . . 2
- 一般社団法人 全国重症心身障害日中活動支援協議会 . . . . . 4
- 一般社団法人 全国重症児者デイサービス・ネットワーク . . . . . 8
- 一般社団法人 全国放課後連 . . . . . 9
- 一般社団法人 全日本自閉症支援者協会 . . . . . 20
- 全国発達支援通園事業連絡協議会 . . . . . 24
- 全国盲ろう難聴児施設協議会 . . . . . 26
- 発達障害者支援センター全国連絡協議会 . . . . . 28

※五十音順

### 1. 研修の在り方について

- ・ 様々な障害状況や家庭背景を持つ子どもと家族に対応できる現場実践者の育成が急務であり、毎年実施研修としてはどうか？
- ・ 長期的な人材育成を目的とした研修制度の構築を検討が必要
- ・ 障害児支援に関わる医療・福祉・教育の専門家や自治体職員が、互いの専門性を尊重しながら共通の視点を持つ研修が必要。
- ・ 医療機関と子どもや家族との接点（出生、病気の診断、治療など）についての理解を深化できる研修が必要。

### 2. 研修の実施主体について

- ・ 都道府県や政令指定都市などの自治体が主体となり、研修を実施する。（政令指定都市等は都道府県と連携）
- ・ 直営または委託が可能で、外部機関や専門家のリソース活用により研修の質を向上させ、自治体の負担軽減を図る。
- ・ 自治体は研修後のフォローアップや効果測定を主体的に実施する。
- ・ 国が標準カリキュラムと運営ガイドラインを提供し、研修内容の統一を図る。
- ・ 医療的ケア児支援は一市区町村で完結しないことが多く、広域での支援になる為、地域での人材育成においてばらつきを防ぐため研修の都道府県の中での一貫性を確保する必要がある。

### 3. 研修の標準カリキュラム（案）及び効果的な実施手法について

#### 標準カリキュラムの整理案

1. こどもの定型発達理解
2. こどもに関する法制度（医療的ケア児支援法含む）
3. こどものニーズ把握と意思決定支援と自己決定支援
4. アセスメント手法
5. 発達支援概論
6. ペアレンティング・虐待防止・マルトリートメント
7. 地域支援体制の構築
8. 地域資源活用
9. 支援者の人材育成
10. 障害障害別各論
11. 他機関連携（特に医療との関わり）
12. こどものライフステージを見据えた支援
13. 就労や成人期移行への視点

## 14. 災害時支援

### 実施形式

- ・ 対面が望ましいが、地域事情に応じてハイブリッド形式も可能にする。
- ・ こども家庭庁のウェブサイト上に学習用 Web ライブラリを設置し、基礎的な内容をオンラインで全国統一して学べるようにする。

### 研修体制の提案

- ・ 長期的に研修管理を可能にするため単位制を導入。
- ・ 3年未満の実務者には基礎研修受講を義務付ける。
- ・ 医療的ケア児支援には医療的ケアの実際を座学と演習で学ぶ機会を設定する。
- ・ 地域特性に応じ、障害児支援という切り口からつながりあえる支援者や、地域づくりを担える支援者の養成を行う為地域実習として、地域の事業所見学を入れる。

### 官民協働の推進

- ・ 自治体職員（こども部局）にも受講を推奨し、官と民が連携して支援に取り組む体制を整える。

## 4. 研修の具体的運用に向けた方向性等について

### 標準カリキュラムの整備

- ・ 国が標準カリキュラムを準備し、指導者研修を国主導で実施する。
- ・ 地域事情を考慮し、地域で実施する際のタイムスケジュールに柔軟性を持たせる。

### 加算制度の導入

- ・ 単位制にした場合、一定の単位取得者がいる事業所（児童発達支援事業・保育所等）に加算を算定できる仕組みを設け、参加意欲を高める（既存の加算モデルを参考）。

### 研修内容の定期的見直し

- ・ 研修実施後、3～5年ごとにカリキュラムを見直し、継続的な改善を行う。
- ・ 国主導で研修見直しを定期的実施することで、内容の更新を確保する。

## 1. 研修の在り方について

- ・ 「こども（障害児）だけの支援」や「大人（親・子育て）だけの支援」では、その家庭が抱える様々な問題の解決は困難であり、家庭まるごとを支援の対象として捉える子ども家庭福祉としての視点と取り組みが重要である。社会福祉としての「障害児支援」とは、「権利擁護」「本人支援」「家族支援」「地域支援」を含んだ概念及び施策であると位置（ないし定義）づけた上で、全国共通の枠組みとしての研修体系を構築することが望まれる。
- ・ 単位制の導入に加えてオンライン（オンデマンド）方式の講義等を充実させた研修体系を整備するべきと考える。当協議会の会員事業所の多くが、人員基準上は充足していたとしても、人手が足りないと認識し、多くの事業所が研修にスタッフを派遣することに大きな負担を感じており、オンライン方式の研修を望んでいる。一講義40分から1時間程度の細かい単位取得制の研修体系とし、特に全国共通の標準的プログラムについては、基礎から高度に至るまで講義等の座学のほとんどを動画配信できるよう整備・推進することが望まれる。これらのオンライン研修の充実により、自施設から研修受講が可能となり、対面式の場合に設定せざるを得ない定員等の制限もなくなることから、障害児支援従事者の研修受講者数の拡大・推進に極めて有益であると考えられる。
- ・ 全国共通の標準的な研修体系が整えられることによって、一定の範囲内ではあるものの、支援者にとっては全国共通の言語（専門用語）や支援者・事業者の役割・責務等の共通理解が進むことが期待される。また、支援者本人、事業者及び利用者が研修の受講（単位取得）・修了等の進捗状況を把握することができ、それぞれが共通の理解と認識に基づく話し合いが可能となる。研修内容に加えて、障害児支援の質についても地域間格差の解消が期待される。
- ・ 将来的には研修の受講（単位取得）・修了状況に応じたスタッフのキャリアアップ（資格証・修了証等の交付、給与への反映等）、事業所指定もしくは基本報酬または加算区分の算定要件に組み入れるなど、障害児支援の質の向上に実効性のある研修体系もしくはシステムの構築を目指すべきではないか。こうした取り組みは、支援者（専門職）の事業所の定着に加えて、障害児支援の分野の定着にも繋がりうる。
- ・ 障害児通所支援（障害福祉）の領域に限らず、様々な場面（医療機関、保育、教育、介護ほか）において、発達支援に関わる職種も多様化しているため、共通・専門分野を問わず、将来的には研修の対象を広げて、我が国における障害児支援のスタンダードと

しての研修体系が整えられることを期待したい。

## 2. 研修の実施主体について

- ・ 我が国における障害児支援の人材育成のための研修である以上、実施主体（責任）は民間事業者ではなく、都道府県及び指定都市であるべきと考える。
- ・ 全障害共通の研修であっても、事業所数や従事者数を踏まえると相当な数になることが想定されることから、現在想定され議論されているすべての研修は民間事業者等に委託可能な取り扱いとするべきである。

## 3. 研修の標準カリキュラム（案）及び効果的な実施手法について

### 重症心身障害に対する「専門分野研修」の必要性

- ・ 想定される主な論点にあるとおり「障害児支援における支援の質の向上に関する調査研究」で整理されているカリキュラム(案)を参考に、国として一定の標準カリキュラムを策定することに異存はないが、それはあくまでも「すべての障害に対して共通する支援」、あるいは「障害児支援従事者として共通する知識、基本姿勢、心構え」であると考えられる。
- ・ 重症心身障害や強度行動障害などは、障害児支援の全体から見れば極めて少数であるものの、一定の知識や経験がなければ、たった一人の利用者でさえも受け入れることができない。また重症児本人の医療的な課題（リハビリテーションを含む）、進学や卒後の進路に関する諸問題等に加えて、親の置かれている状況や就労を含む社会参加に至るまで、他の障害児の事例と比較して連携すべき関係機関や専門職等の一部に相違もある。障害児支援全般に関する全国共通の研修に加えて、重症心身障害などの専門分野の研修も全国標準化させ、充実を図るべきである。
- ・ 当協議会としても関わってきた「医療的ケア児等支援者養成研修テキスト」は、重症児支援の基礎から高度専門までを概ね網羅していると考えられる。

### 重症心身障害児へのケアに対する実技・実践・実習の必要性

- ・ すべての重症児を制限なく受け入れるには、日常的な健康管理から呼吸管理等の高度な医療的知識技術に至るまで、きわめて幅広い知識と経験と人材が必要になる。加えて個々の障害特性に応じたきめ細かい個別的なケアや、補装具、減圧のための体位交換など、介護、ハビリテーションなどの知識技術経験も求められる。

- ・ 「重症心身障害」の専門分野研修（初～上級）において、これらのことを「座学」として学ぶことは十分に可能であるが、仮に受講したとしても、学んだことを目の前の利用者 にすぐに施行・提供することは事実上不可能である。実際に重症児の支援に取り組んでみたものの、支援者にとって想像以上の負担の大きさや困難さから継続支援を断念してしまい、その挫折がトラウマとなって重症児支援から撤退してしまう事業者（支援者）が後を絶たない。
- ・ これらのことから重症児の受け入れとその支援は、座学のみで理解し体得することは極めて困難である。特に、これから重症児支援を始めようとする事業所（支援者）には、事前に重症児を受け入れている事業所の見学、ケア体験、実技演習（実習）などが必要であるし、重症児支援を続けるためには経験豊富な専門職員の派遣による継続的な実地指導（コンサルティング）が極めて有効である。重症児支援のための研修においては、これから重症児支援に取り組もうとする支援者の安心・安全のためにも、見学、実習、実地指導は不可欠であると考ええる。
- ・ 以下の機関等の活用あるいは連携等により、見学、実習、派遣による実地指導を推進していくべきと考える。
  - ・ 旧重症児対象児童発達支援センター、重症児対象の児童発達支援事業所  
→ 対応窓口 全国重症心身障害日中活動支援協議会
  - ・ 重症児者の入所施設（医療型障害児入所施設）など
  - ・ その他、自治体等が認定した、重症児支援（あるいは重症児看護）に一定の経験年数を有する者が在籍する児童発達支援センター、児童発達支援事業所、医療的ケア児等支援センターなど
- ・ 重症児を対象とした発達支援研修では、保育士等に加えて看護職員も受講対象とする必要がある。医療的ケア児の多い事業所では看護職員の配置が多く、看護職員も療育（発達支援、コミュニケーション支援、介護ケア）に参加する場面が多くあり、福祉職と看護職がそれぞれの視点を生かしつつ、協働して発達支援に参画することが望ましい。

#### 4. 研修の具体的運用に向けた方向性等について

- ・ 多くの主催団体により様々な研修等が開催されているが、更新を必要としないものや、フォローアップなどは個々に一任されているものが多いことから、論点にある「…当該研修で知識の習得等が十分に担保されている」か否かは、個々の研修を慎重に判断する必要があると考える。
- ・ 新たに構築する全国共通の研修体系に「単位制」を取り入れ、国が認める一部の関係団体による研修会や各種学会への参加などに限定して、受講免除よりも「単位取得」に

重きを置いた取り扱いとしてはどうか。

重症心身障害分野において、単位取得として認めるべき団体、研修、学会等

一社) 全国重症心身障害日中活動支援協議会

全国協議会

地区別研修会

重症心身障害療育学会学術集会

日本重症心身障害学会学術集会

団体名	全国重症児者デイサービス・ネットワーク
-----	---------------------

### 1. 研修の在り方について

- ・ 子どもの権利を尊重し、本人支援、家族支援、地域支援の視点を研修に取り入れ地域間の支援のあり方に差が出ないようにすることが重要である。
- ・ 子どもに関わる支援者の多様化に伴い、世代間ギャップや価値観の違いを考慮した研修が必要である。

看護師、保育士などの専門職は前職の経験を除き、障害児福祉サービスで勤務して3年未満の受講者向け研修が重要であると考えます。

重心児や医ケア児も同じ子どもという視点で実施していただきたい。

### 2. 研修の実施主体について

- ・ 実地主体によって研修内容（子どもの発達や権利、家族支援の視点）に地域差が出ないようにしていただきたい。

### 3. 研修の標準カリキュラム（案）及び効果的な実施手法について

- ・ 医療的ケアが必要な子どもたちへの支援や、福祉現場で求められる看護師の役割についての研修制度が必要である。
- ・ 一定の標準カリキュラムを想定し、地域の実情に合わせた対面と Zoom を組み合わせたハイブリット研修を提案する。また地域ごとに分かれて研修を行うことで、参加者同士の意見交換が活発になり、情報交換の質が向上すると思われる。
- ・ 地域特性を踏まえたカリキュラムの作成が必要である。

### 4. 研修の具体的運用に向けた方向性等について

- ・ 研修受講者に対して免除ではなく、受講者の勤める法人に対して加算算定を許可する又は、受講者に「（例）児童発達支援ワーカー」なるものを発行することでモチベーションアップ期待できる。また事業所はホームページ上で専門職の配置を告知することで質の担保が図られるのではないかと。

団体名	一般社団法人 全国放課後連
-----	---------------

## 1. 研修の在り方について

### 【想定される主な論点（案）】

- 全国どの地域においても、質の高い発達支援の提供が図られるよう、全国共通の枠組みとして研修体系を構築していく観点では、
  - ・ 障害児支援に従事する者としての大切な心構えについてどう考えるか。

### ① 子どもの権利についての正しい理解

- ・ 障害のある子どもに対する支援に従事する者としてまず求めるべきは、子どもの権利に対する正しい理解であると考え。
- ・ 障害のある子どもの権利保障にとって重要な文書は、子どもの権利条約と障害者権利条約である。
- ・ この2つの文書は、障害のある子どもが他の子どもと平等であることを基本としたものであり、「子どもの最善の利益の保障」、「子どもの意見の尊重」などが規定されている。
- ・ 障害のある子どもにとっての放課後活動は、それらの権利とともに、「休息・余暇・遊びの権利」（子どもの権利条約 31 条）や、「レクリエーションの権利」（障害者権利条約 30 条 5 項）を保障するものであるという理解が重要である。
- ・ 従事者としては、これらの子どもの権利に対する基本的な内容を適切に理解する必要がある。

### ② 障害のある子どもと関わるうえでの職業の倫理の適切な理解と実践での徹底

- ・ 職業倫理については、「放課後等デイサービスガイドライン」（以下「放課後等デイガイドライン」という。また、「放課後等デイサービス事業」は「放課後等デイ」という。）でも言及があり、「人権尊重・権利擁護」、「差別的取扱いの禁止」、「虐待の禁止」などが提示されている。倫理規範については、各事業所で個別に定めている場合もあるが、放課後等デイガイドラインの趣旨とする職業倫理が現場の従事者全体に浸透しているとは言えない。
- ・ 従事者がこの職業に求められる倫理を適切に理解して、実践において徹底するという意識を付けることが重要である。

### ③ 放課後活動の意義が「遊び・生活・集団（仲間）」であるという理解

- ・ 障害のある子どもにとって放課後活動の意義は「遊び・生活・集団（仲間）」である。
- ・ この意義を理解していることが基本的な心構えとなる。

#### ④ 「子ども・家族・同僚スタッフから学ぶ」という謙虚な姿勢

- ・ 子どもと向き合う個人の資質として非常に重要なものは、「子どもやその家族から学ぶ」という謙虚な姿勢をもっていることである。
- ・ いま、事業所やその支援者が、自分の考え・意見や手法を子どもや家族に押し付けるという状況が散見される。
- ・ 従事者は、「子どもを深く理解する」という視点を持ち、家族や同僚スタッフの意見に耳を傾け、自分の実践を振り返るといった謙虚な姿勢をもつことが大切である。日々の実践を謙虚に振り返る省察的な視点を持ち、周囲の人たちと「学び合う」ということが実践においては必要となる。
- ・ 子ども施策及び障害児支援の基本理念等を核とした、研修の在り方についてどう考えるか。

#### ① 子どもを権利の主体として把握し、人格的な存在として尊重することの重要性

- ・ 子ども施策、障害児支援の基本理念を研修の核とすることには賛同する。
- ・ その中でも、子どもを権利の主体として把握すること、そして、子どもの意見表明権、大人から意見を聴取される権利を尊重し、子ども一人一人を人格的な存在として尊重することが中核にあるべきである。それを適切に伝えられる内容にする必要がある。

#### ② 研修でポイントとすべきこと

- ・ 基本理念は、障害のある子どもの基本的な権利とそれを尊重することの重要性を掲げており、それ自体の理解は必要であるが、大事なことは、それを実践に活かせることである。
- ・ 「具体的な実践の中で基本理念をどのように体現するのか」について、具体的な例を挙げるような研修を実施することが求められる。
- ・ 人材育成を進めていくにあたり、障害児支援に従事する職員における重要な共通要素を整理してはどうか。

障害児支援に従事する職員における重要な共通要素を整理する方向性は賛同する。

共通要素として考えられるものは以下のものである。

#### ① 子どもの権利への理解が十分にあること

- ・ 障害児通所支援事業が、「子どもの権利を保障するものである」という理解を有していることが求められる。
- ・ 子どもの権利について理解していない従事者がいない状況をつくる必要がある。

#### ② 高い倫理性を有していること

- ・ 子どもの福祉は、往々にして大人と子どもの上下関係が生まれ、大人の恣意的な運用によって、子どもの人権や人格を毀損することがある。障害のある子どもは自分から発信する力が相対的に弱いため、そういった関係に陥りやすい。

- ・ そのため、従事者には高い倫理性が求められる。

### ③ 子どもと遊び込める心身の準備ができていること

- ・ 放課後活動で最も重要な活動は「遊び」である。「こども大綱」では、「遊び」は「健やかな成長の原点」(16頁)とされ、「子どもの居場所づくりに関する指針」においても「こどもの居場所づくりにおいて、屋内外問わず、遊びは重要な要素である」(14頁)と指摘されている。
- ・ さらに、放課後等デイガイドラインにおいても「放課後等デイサービスの目標」の中で、「学校や家庭とは異なる時間、空間、人、多様な遊びや体験活動等の機会を提供することにより、こどもが自己肯定感や自己有用感を高め、ウェルビーイングを実現していく力を培うことが重要」(10頁)と明記されている。
- ・ 放課後等デイ従事者に求められる最も基本的な素養は、子どもと遊び込める心身の準備を常に整えておけるということである。

### ④ 遊びについての創造性、想像力(遊び心)を有していること

- ・ 子どもの遊びは、常に創造的であり、個性の発露でもある。
- ・ 遊びが子どもの成長・発達の原点であるという視点に立てば、従事者は、子どもの遊びに寄り添い、子どもの視点に立って、ともに楽しむことが肝要である。
- ・ そのためには、従事者自身が、遊びについて創造的であり、子どもの心を読み取る想像力を有し、常に遊び心をもっていることが求められる。

### ⑤ 「子どもから学ぶ」という姿勢

- ・ 放課後は、遊び・生活・集団(仲間)を通して、子どもが発達の主体となる場であり、それは子どもの重要な権利として保障されるものである。放課後における権利・発達の主体者は子どもということである。
- ・ その意味で、従事者・事業所は、権利・発達の主体者である子どもから学ぶという謙虚な姿勢が必要である。その姿勢を持っていることは障害児支援の共通要素であると考ええる。

### ⑥ 子どもに合わせて支援・活動を変える臨機応変さを有していること

- ・ 子どもはそれぞれ別個の人格を有しており、障害特性もそれぞれ異なる。画一的な活動・支援では対応できない存在であるという認識を基本とする必要がある。
- ・ その上で、従事者と事業所は、主役である子どもの状態や創造性に合わせて、臨機応変に活動・支援の内容を変化させていくことが求められる。
- ・ 臨機応変さを有していない子ども支援の事業は、「従事者・事業所のための事業」となり、子どもを権利の主体とする事業とは言えない。その点を理解し、実践できるということが従事者の共通要素として求められる。

### ⑦ 子ども・家族・スタッフと対話する力を有していること

- ・ 従事者は、子どもや家族から学ぶという姿勢が重要であるが、その関係づくりには対話が欠かせない。対話を通じて相互理解をし、お互いを尊重する関係をつくることが求められる。
- ・ また、従事者には、同僚スタッフと対話することも大切である。子どもの支援は、1人では成立しない。信頼できるスタッフとの共同作業が欠かせない。そして、子ども理解を深めるためには、他のスタッフとの対話を通して子どもの姿を把握することが重要である。
- ・ 子ども、家族、スタッフが共に学び合う関係をつくるためにも、それらの者と対話する力が求められる。

### ⑧ 協調性、コミュニケーションの力を有していること

- ・ 子ども支援は、1人ではできない。スタッフ集団として成立するためには、協調性やコミュニケーション力が必要となる。
- ・ 放課後等デイの従事者としては、協調性とコミュニケーション力は有していきたい。

### ⑨ 心身ともに余裕を持っていること

- ・ 子どもは創造的である。子どもに共感的理解をし、寄り添う支援・活動を行うためには、従事者として、心身ともに余裕を持っていることが必要である。
- ・ 従事者自身が遊び心を培い、発信するためには、事業所内での時間的・人的余裕が重要な要素となるが、それとともに、従事者が、私生活の中で余裕を有しているという要素も大切である。
- ・ 従事者が余裕をもって、子どもと関係をつくれることも重要な共通要素となると考える。

### ⑩ 子ども理解のために、実践を振り返り、実践記録・場面記録を書ける力を持っていること

- ・ 従事者は、自分自身の実践を振り返り、他の者に自分の子ども理解を伝え、対話を重ねることで自分の実践をより良いものにできる。
- ・ そのためには、まず、自分の実践を振り返り、客観的に見ることができなければならない。そして、その振り返りを土台にして、実践の記録や活動ごとの場面記録を適切に書き、他のスタッフと対話を重ねることが重要である。
- ・ 書く力は、意思を自分自身で発信しにくい子どもの気持ちを代弁するためにも必要な力であり、従事者には素養として求められる。
- ・ 障害児支援と子育て支援両方の観点からの専門性を身につけるため、研修体系の構築に当たっては、「こどもの権利」、「本人支援」、「家族支援」、「地域支援」等の構成要素を踏まえ、整理してはどうか。

## ① 「放課後活動の専門性」を明確に打ち出した内容にする必要がある

- ・ 子どもの権利を内容に盛り込むことは賛同する。
- ・ また、本人支援、家族支援、地域支援は、放課後等デイガイドラインに沿った内容であり、構成要素としては盛り込んで良い内容であると考ええる。
- ・ 一方で、ここでいう「専門性」とは何かという検討はすべきであると考ええる。今回の研修制度は、児童発達支援事業と放課後等デイ事業の2つを含んだ「障害児通所支援全体」を対象としているが、児童発達支援と放課後等デイではその趣旨目的が異なる。
- ・ 子どもの生活も就学前と就学後ではまったく異なっており、子どもの状態も、就学前と第二次性徴や思春期をも含む就学後ではまったく異なる。
- ・ したがって、児童発達支援事業従事者に対する研修内容と放課後等デイ従事者に対するそれは別個のものとするべきであり、「放課後活動の専門性」は「遊び・生活・集団（仲間）を保障するために必要な専門性」という視点に立って検討すべきであると考ええる。

## ② 構成要素はそれぞれが独立ではなく、関連性を持っていることを明確にする必要がある

- ・ また、「子どもの権利」「本人支援」「家族支援」「地域支援」は、それぞれが独立で存在するものではなく、互いに関連しているものである。
- ・ 特に子どもの権利は、すべての内容に通底するものであり、その視点が重要である。
- ・ 「互いに関連し合っている」ということを前提にして、それぞれの内容を策定する必要があると考ええる。
- ・ 現場の実態等も踏まえながら、「障害児支援に従事した段階」「本人支援を中心に担う段階」「事業所の中心的役割を担う段階」「地域の中心的な役割を担う段階」等、それぞれの段階に応じて期待される人材像を整理し、段階的な研修体系を構築してはどうか。

## ① 経験年数による段階分けではなく、必要な人に必要な内容の研修が行き届くことが必要

- ・ 子どもの支援において、経験年数が重要であることは理解する。そのため、従事した年数によって段階を設けるという発想も理解する。
- ・ しかし、経験年数を重ねているからといって、基本的な障害児支援の基本を学ばなくていいという訳ではない。障害児支援の基本は、どれだけ経験年数を重ねたとしても必要なものであり、経験年数を重ねたからこそ、子ども理解の基本的な部分の重要性を認識することも多い。
- ・ そのため、経験年数で段階を分けるのではなく、「必要な人に必要な内容」が行き届くという方策を模索すべきであると考ええる。
- ・ また、ここで提示されている段階は、「事業所の中の役割分担」ではないかと思われる。つまり、「段階的に成長する」という理解を前提とした「段階」ではなく、単に「役割が違う」というだけの議論と考える。

- ・ 「新人が地域支援を学ばなくていい」ということにならないし、「ベテランが、障害児支援の基本、本人支援の基本を学ばなくていい」ともならない。
- ・ 「学びが必要な人に、その人に適切な学びが提供できる」という仕組みにすべきである。

## ② それぞれの段階は別々に存在している内容ではない

- ・ また、仮に、提示されている段階に応じた内容が設定されるとしても、それらの段階は別個独立に存在している段階ではない。
- ・ それぞれが関連しており、事業所の中で「自分は本人支援だけをしていればいい」などという誤解を生じさせないことが大切である。

## 2. 研修の実施主体について

### 【想定される主な論点（案）】

- 研修の実施に当たっては、それぞれの段階によって想定される受講者数、期待される人材像、研修のねらい等も変わってくるものと考えられることから、それぞれの段階によって、研修の実施主体を異なるものとし、
    - ・ 本人支援を中心に担う者、すなわち障害児支援に従事してから一定年数（3年目程度が目安）までの者が受講する研修については、速やかに必要な研修を受講することが重要である上、現在の事業所数を踏まえると、想定される受講者数も相当数になることが想定されることから、事業者が実施主体となり、国の標準カリキュラム等に基づき、研修を進めることについてどう考えるか。
- ① 初任者こそ、全国的に統一された研修を受ける必要がある
- ・ 今回提示されているのは、3年程度までの初任者については、各事業所で標準カリキュラムを用いた研修をするという方向である。しかし、初任者こそ、障害児支援の基本を全国統一的に伝達する必要があると考える。基本がずれてしまうと、その後の研修もずれた理解となると考えるためである。
  - ・ 今回の提示は、「速やかに必要な研修を受講することが重要であること」、「想定される受講者数が相当数になること」を理由としているが、その理由付けであるならば、今後、その「相当数」の受講生が同時に経験を積むと、その次の段階の研修も「相当数の受講者」となり、なし崩し的に「事業所ごと」の研修となってしまうのではないかと危惧する。
  - ・ そうなると、「全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、全国共通の枠組み」（「人材育成に関する検討会」開催要綱より）をつくるという趣旨が達成されないのではないかと考える。
  - ・ また、初任者の段階の研修を事業所に任すということは、「全国的に質の高い人材育成をする」というメッセージにはならない懸念がある。「障害児通所支援は重要な施策であ

る」という積極的なメッセージを発信する意味でも、初任者こそ、全国的に統一された研修を受けることが必要であると考ええる。

**②事業所で行う場合は、その内容をチェックする術がないため、適切な内容を伝えない事業所が生じる可能性が高い**

- ・ 標準カリキュラムが策定され、それに従って事業所ごとで研修するとしても、その研修内容をチェックする術はない。たとえば、事業所が、「このカリキュラムにはこう書いているが、うちの事業所ではここは重要視していない」と言ってしまうても、それを是正することができない。
- ・ 事業所の恣意的な運用を許さない仕組みがない状態で、事業所に任せるのはあまりにも危険であると考ええる。

**③標準カリキュラムには、子どもの権利などの内容が盛り込まれるが、管理者や児発管がその内容を適切に理解できるとは限らない。まず、児発管に対する研修制度を見直す必要がある。**

- ・ また、標準カリキュラムには、子どもの権利や障害児支援の重要な基本原則が記載されるものと思われるが、それを「伝える側」の素養も問題だと考える。
- ・ 管理者や児発管がその役割を担うものと思われるが、児発管研修では、子どもの権利や人権擁護、子ども期にとって重要な遊びの原理などはまったく触れられず、学ぶ機会がない。
- ・ 事業所に研修を任せるのであれば、前提として、児発管研修をサビ管研修と切り離して、児発管研修を子どもに特化した内容とし、標準カリキュラムに沿った内容を児発管が児発管研修の段階で学べるようにすべきと考える。
- ・ 事業所や地域において中心的な役割を担うことになる者が受講する研修については、都道府県や指定都市等、自治体が実施主体として研修を実施していくことについてどう考えるか。

**①経験年数による段階的な研修ではなく、必要な内容が必要な人に行き届く仕組みにする必要がある。**

- ・ 経験年数によって段階的に研修内容を分けるのではなく、「必要な内容が必要な人に行き届く」という仕組みにする必要があると考ええる。

**②自治体による研修では、講師の伝え方が重要である。実践に基づいた説明ができないという状況が生じないようにする必要がある。**

- ・ また、自治体による研修は、講師の伝え方が重要である。講師にもっとも必要な素養は、実践に基づいた説明ができるかどうかである。
- ・ 実践に基づいた伝え方ができる講師を選定できる仕組みをつくる必要があると考え

る。

○ 自治体を実施主体とする場合には、研修の実施を委託することを可能とする方向も考えられるがどうか。

①標準カリキュラムが設定されるとしても、委託先の考え方に左右される可能性が否定できない。委託先が、子どもの権利や放課後活動の意義（遊び・生活・集団（仲間）の価値）について十分に理解していないということが生じないようにする必要がある。

・ 委託することはやむを得ないが、委託先がどのような団体であるのかを確認する仕組みが必要であると考え。委託先が、子ども理解が不十分であるという事態や、実践に基づいた説明ができないといったようなことがないようにする必要がある。

②児発と放デイは対象とする子どもの状態や家族の状況などが異なるため、研修は、児発と放デイで分ける必要がある。

・ また、児童発達事業と放課後等デイ事業では研修を分けるべきであり、放課後等デイに関しては、「遊び・生活・集団（仲間）」の価値を適切に伝えられる団体が受託できる確認の仕組みを検討する必要があると考える。

### 3. 研修の標準カリキュラム（案）及び効果的な実施手法について

#### 【想定される主な論点（案）】

○ それぞれの段階に応じて、障害児支援に従事する者が共通して習得すべき知識等について、令和6年度 子ども・子育て支援推進等調査研究事業「障害児支援における支援の質の向上に関する調査研究」で整理されているカリキュラム（案）を参考に、国として一定の標準カリキュラムを策定してはどうか。

① 標準カリキュラムを設定することは必要である。ただし、その内容は、子どもの権利保障や人格の育ちの保障を基礎としたものとし、実践における「子ども理解」の重要性を伝えられるものとすべき。

・ 国として標準カリキュラムを設定することには賛同する。  
・ その内容としては、まず、子どもの権利に関する基本的理解を身に付けられるものとする必要がある。その上で、放課後等デイ事業が、子どもの人格の育ちを保障するために実施されるものであること、また、子どもの権利保障を具体的な実践の中で実現するためには、「子ども理解」が重要であることを伝えられる内容とすべきである。

② 実践に引き付けた内容にする必要がある

・ 従事者への研修は、実践に反映させることが前提となる。カリキュラム内容は、実践に引き付けた内容とすることを軸として作成される必要があると考える。

○ 研修の実施に当たっては、対面による開催だけでなく、オンラインの活用等も検討してはどうか。その際、効果的に研修を進めていくために重要な観点として考えられるものはあるか。

①オンライン研修を可とするのであれば、都道府県に任せるのではなく、国が統一的な内容の研修動画を作成すべきであるとする。

- ・ 動画配信形式などのオンライン研修を実施する場合には、都道府県などで研修を実施する必要はないのであるから、国が統一的なものを作成すべきである。
- ・ もちろん、社会資源など、地域によって実情が異なるような場合もあり得るため、国が基本的な内容を作成した上で、地域性のある内容については、それに追加する形で都道府県が作成できるなどの方策をとることも重要であるとする。

②オンラインの活用もやむを得ないが、対人援助の基本を学ぶ研修であることを考えると、基本的には対面で話ができるようにすべきであるとする。

- ・ 従事者全員に対して研修を行うことが想定されるため、オンラインでの研修もやむを得ないものとする。ただし、私たちの活動が対人援助であることを考えると、可能な限り、対面での研修とする必要がある。
- ・ 経験年数などによる段階的な研修体系を前提とするならば、対人援助の基本を学ぶべき段階においては、基本的に対面で行うということも考えるべきである。

○ 講義等の座学のみではなく、演習、OJT を組み合わせる等、研修内容等によって、効果的な実施手法を検討してはどうか。その際、効果的に研修を進めていくために重要な観点として考えられるものはあるか。

① 実践記録・場面記録を書く機会を設けることが必要である

- ・ 子ども理解を中心とした実践において大切なことは、実践記録・場面記録を書くことである。自分の実践を振り返り、子ども理解を深めるためには、言語化することは必須である。子どもの権利などに関しては講座等が基本となるとしても、権利保障を具体的な実践に反映させるという段階では、自身の実践を振り返り、それが真に子どもの権利保障になっているのかについて振り返りを行うことが必要となる。
- ・ ただし、何もない状態で、実践記録・場面記録を書くことは不可能である。したがって、研修内容として、実践記録・場面記録の重要性を示したあとに、具体的な実践記録・場面記録を参考にしながら、実践記録・場面記録の書き方や子どもを見る視点などの基本的な知見を伝えるものを盛り込むべきである。
- ・ 実践記録・場面記録の基本的な内容を収得した上で、演習として、必ず、実践記録・場面記録を作成する時間を設けるべきであるとする。

② 子ども理解を深めるためのスタッフ同士の対話を実践することが重要である。

- ・ 子ども理解を深めたり、実践の質を高めたりするためには、スタッフ同士の対話が重要である。
- ・ 座学の内容を受けて、スタッフ同士で子ども理解や実践の振り返りをする時間を作り、互いの実践を語り合うことの重要性を伝えることが必要である。

### ③ 遊びの重要性について、実践をとおして学べる機会を設ける必要がある

- ・ 子ども期において重要な活動は遊びである。このことは、こども大綱などで繰り返し示されているものの、現在、遊びとはかけ離れた活動・支援を行っている事業所が散見される。
- ・ 「こどもまんなか」を実現するためには、子どもの有している遊びの権利を保障することが重要であることを適切に伝え、実践に落とし込む機会が必要である。
- ・ 座学だけではなく、OJTなどの現場の実践において、子どもの遊びに寄り添い、ときには、子どもとともに遊びを創り出すという機会を作ることを必須とすべきである。

## 4. 研修の具体的運用に向けた方向性等について

### 【想定される主な論点（案）】

- 事業者、都道府県・指定都市が実施主体となることも想定される中、全国共通の枠組みとして、実施主体が効率的かつ効果的に研修を進めていくために必要な取組として考えられるものはあるか（例えば、研修実施主体向けのガイドラインの作成等）。

①研修実施主体の恣意的な運用を制限するためにガイドラインを策定することは賛同する。ただし、障害児支援は、子どもの権利などの基本的な理解を前提として、その地域の教育・福祉の文化的背景（遊びの文化・地域性含め）が色濃く出るものであるが、その色は一概に否定すべきものではない。したがって、研修実施主体は、子どもの権利などの、共通して理解しておくべき基本的な内容を網羅した上で、その地域の特性を適切に把握し、それを反映させる力量が必要であると考えられる。

- ・ 研修が実施主体によって異なるということは避けるべきことであり、実施主体向けのガイドラインを作成することには賛同する。
- ・ そのガイドラインの内容としては、研修実施主体が、子どもの権利と障害児支援の歴史的背景を適切に理解していることを基本として、実践を理解した上で研修を実施することを担保できるものとすべきである。
- ・ その上で、教育・福祉の地域特性（遊びの文化、地域の社会資源等）も理解している必要がある。

### ②研修実施主体向けの研修制度も構築すべき

- ・ ガイドラインを策定したとしても、それが適切に運用されとは限らない。
- ・ したがって、研修実施主体に向けた研修を実施し、ガイドラインに記載された内容を適切に実施できるようにすべきである。

③従事者の研修の前に、児発管の研修制度も見直すべきであり、少なくとも、同時並行的に見直し議論をする必要があると考える。

- ・ 従事者の研修は重要であるが、前提として、児発管研修の内容も見直す必要があると考える。
- ・ 現在、児発管研修はサビ管研修と同一の体系で実施されている。そのため、具体的な事例検討では、子どもではなく成人を対象とすることがほとんどである。専門コース別研修も設定されているが、子ども分野の研修の実施数は少数にとどまっている。
- ・ このような状況では、子ども理解の視点についての基本的な理解が不十分なまま児発管となってしまう。児発管は、その事業所における子ども理解・支援についての指導的立場であると同時に、個別支援計画の作成主体として位置付けられている。その立場の者の研修制度が、子ども期の支援について不適切なものとなっているのである。
- ・ 従事者の研修制度の構築と同時並行で、児発管とサビ管の分離を含んだ児発管研修制度の見直しを進める必要があると考える。

○ 既に実施されている他のこども施策の研修科目や、資格取得等における養成課程において、こどもの発達や障害に関する専門的な知識を習得している場合等の取扱いについて、当該研修で知識の習得等が十分に担保されていると判断されるものにつ

①保育士であっても、障害児支援については学びが不十分であることが多い。また、放課後は、6歳から18歳までの幅広い子どもが通所している。子どもの成長に関しても理解ができていない場合がある。そのため、基本的に免除はせずに、全員が一律に研修を受ける必要がある。

- ・ 放課後等デイでは、色々な専門職が従事する場合があるが、たとえ保育士であっても、障害児支援に関しては学びが不十分であり、実践の経験も少ないということが往々にしてある。
- ・ さらに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士などの職種も従事している場合があるが、これらの職種についても障害児支援に特化した教育を受けているわけではないため、学び、経験ともに不十分なことがあり得る。
- ・ 以上から、資格取得者であっても、基本的に研修を免除するべきではないと考える。

②仮に免除をする場合でも、理論的な内容の部分に限るべきであり、実践に引き付けた内容については、受講を義務とすべきであると考え。

- ・ ただし、放課後児童クラブなどでも免除する規定は存在しており、資格取得等の課程で、基本的な事項を学んでいることがあるのも理解する。
- ・ 仮に免除する場合には、あくまで座学で習得すべき理論的な内容に限るべきであり、障害児支援の実践に係る内容については免除すべきではない。

以上

私たち全日本自閉症支援者協会は、「自閉症者の人権と生きるための発達保障、自立ならびに社会参加のために実践と研究を推進し、さらに、これに参画するものの研鑽と相互交流を促進する」ことを目的とし、昭和 62 年より活動を開始している組織です。自閉症と知的障害を併存する児童・成人に対して、福祉型障害児入所施設、障害者支援施設、生活介護事業所等の会員が多い組織であり、会員事業所を運営している法人の多くは、児童発達支援センターや放課後等デイサービス、発達障害者支援センター等の運営も行っており、地域における知的障害・発達障害の支援全般に貢献していると自負しています。最近、自閉症の人の『ライフステージを通した切れ目のない支援』ならびに『支援に携わる人材育成としてのスーパービジョン』について実践を通した積極的の意見交換ならびに研修事業を行っています。また、障害福祉サービスの報酬改定として新たに加算が加わっている、強度行動障害者の地域における支援体制整備、さらに成人期に QOL の極端な低下を招かない乳幼児期からの支援の引き継ぎ方についての研究も行っています。当協会では、重度の知的障害のある自閉症の人たちを支援する人材育成について、協会役員等で議論した内容を以下の意見としてまとめました。

## 1. 研修の在り方について

### (意見の要旨)

- 質の高い発達支援が提供できる全国共通の枠組みを定めた研修実施を強く求めます
- 現在の障害児支援の現状を鑑みると、研修体系として年代に応じた「本人支援」に携わる支援従事者の知識、日々の支援スキルの向上に繋がる研修について、最初に協議・検討していただきたい

### (背景)

- 「障害児通所支援に関する検討会報告書」の基本的な考え方に賛同します。特に、本人支援の研修を考える際の「こどもの育ちと個別のニーズを共に保証した上で、インクルージョン推進」が重要なポイントであると考えます
- 当協会においても、自閉症支援として個々の発達の状態等に応じた「個別の支援環境」と「同年代の子どもの集団の環境」とのバランスをとりながらインクルージョンの推進を取り組んできました。一方、青年期・成人期の自閉症の人たちの支援においても、個々の状態像に合わせて「個別の支援」と「集団の支援」のバランスを熟慮する必要があります
- インクルージョン推進は必須ですが、個別支援と集団支援のバランスには「本人のウェルビーイング」を維持についても熟慮する必要があります、認知機能の特徴や社会適応の状況等様々な要因が関係してきます（もちろん広義の社会的要因も無視できません）。特

に、幼児期・学齢期においては、各年代の標準的な認知的発達等との対比や個別の成長の見通しなど、成人期の支援と異なる知識や経験が従事者には求められます

## 2. 研修の実施主体について

(意見の要旨)

- こども本人支援を担う従事者を対象とした研修の実施を考えると、研修規模が膨大になることが予想される。そこで、研修主体は都道府県・政令市等とし、研修事業の委託（場合によっては指定）により受講生数の拡大を図ることが妥当だと考えます
- なお、研修主体から研修事業の委託を受ける組織については、児童発達支援センター等を運営する、地域の発達障害児支援体制の担っている組織とすることを希望します

(背景)

- こども本人の直接支援に携わる従事者の研修を第一に考える理由は、障害児支援の従事者が毎年急増しており、事業の経営主体も多様でその設立背景を様々です。事業所数が急拡大していることから、障害児支援の知識や経験の少ない従事者数がかかなり増えていると推測できます。また、障害者自立支援法以前は、障害児支援に携わる従事者が、事業所や経営主体を超えての学びや意見交換する場がそれなりに存在しました。しかし、現在は児発管以外の人材は、事業所・経営主体における研修以外に参加する機会は極めて少なくなっていると想像します
- 当協会は、同様の課題を抱えている障害者支援施設や生活介護事業所等の従事者を中心に企画された強度行動障害支援者養成研修に平成 25 年度よりかかわってきました。国で標準カリキュラムを定め、国のモデル研修による伝達を経て、研修実施者が研修を開催する形式をとっています。障害児支援の人材育成と比較すると潜在的受講生数は少ないはずですが、令和 3 年度末の基礎研修修了者は累計 12 万人を超えています。同研修は都道府県が実施主体であり、当初は都道府県が研修実施していた事例が多いものの、次第に研修実施を委託ならびに指定事業者の運営に切り替わってきました
- 研修修了者の急激な増加には、平成 27 年度から報酬改定の加算対象として、研修修了者の配置が明記されたことが大きく影響しています。また、その後 3 回、報酬改定によりその加算による評価の幅と単位が漸次増加しています
- 研修実施の指定事業者数が増えたことで、強度行動障害支援の十分な知識・経験のある人材が企画・運営に携わらない研修実施者が存在し、研修の質の低下がみられるなど課題も少なくありません。しかし、都道府県あるいは圏域の自立支援協議会等が同研修のフォローアップ等を自主的かつ積極的に行っている地域も存在します。地域で中核となっている児童発達支援センター等、こども本人の直接支援に経験と実績のある組織を研修実施者に加えることを期待します

### 3. 研修の標準カリキュラム（案）及び効果的な実施手法について

#### （意見の要旨）

- 国の標準カリキュラムにおいて、障害児支援において大切になる基本の心構えや基礎知識（例：保育所等の養護と五領域や児童発達支援ガイドラインの5領域等を噛み砕いて伝達）、そして最低限の支援スキル等を整理して取りまとめて欲しい。発達支援の方向性を計画する人材ではなく、こども本人への直接支援の従事者を対象とした研修であることを重視していただきたい
- 障害のないこどもの発達の段階と支援の変化についての基本的な知識として必要だと考える。一方で、知的障害が重度の自閉症のこども達の感覚の違いや特異なコミュニケーション等が背景にあるがゆえの配慮事項についても欠かせない内容だと考えます
- 研修カリキュラムには、講義の時間数と少なくとも同等程度、受講生同士がテーマに沿って議論ができる演習を必須とすること。また、講義や演習においても実際の支援の動画等活用すること。研修は可能な限り対面が望ましいが、地域特性もありオンラインでも代替できるカリキュラムが望ましいと考えます

#### （背景）

- 強度行動障害になるリスクが高いと思われるこどもが、障害児支援の事業所等で多数存在する訳ではありません。しかし、重度・最重度の知的障害を併存する自閉症の児童は、行動障害がその時点で顕在化していかどうかに関係なく、大多数はかなり早期から専門の医療機関・療育機関における支援を受けているはずで、このような児童の中には、大人やこどもからの過剰な社会的かかわりの強要、感覚的に恐怖を誘発する刺激の提示等、長年誤った支援を受けてきたことにより、行動障害が著しくなり長期的にウェルビーイングの低下が顕著になる事例も存在します。障害のないこどもの発達との総合的な対比だけで想像することが難しい、特異なコミュニケーションや異なる感覚の尊重など、最近の科学的知見に基づいた配慮を人生の早期から提供できる環境づくりを児童発達支援の現場には強く望みます

### 4. 研修の具体的運用に向けた方向性等について

#### （意見の趣旨）

- 国の標準カリキュラムの普及・伝達は、カリキュラム作成に携わった有識者・実践者を中心に、研修主体に対して伝達研修を継続的に行うとともに、研修の成果について調査・フォローする仕組みを整えることが必要だと考えます。また、伝達研修においては、研修実施のガイドラインに沿った研修主体・実施者の運用面での注意事項の解説が必要です。さらに、可能であるなら、研修主体・実施者の運用面をサポートする体制があることが望ましいと考えます
- 標準カリキュラムの内容次第ではあるが、上記の提案のように、こども本人への直接支

援を行う従事者向けの研修を先んじて実施するのであれば、関係の資格取得者等の一部免除は必要ないと考えます。さらに、障害児支援のステップアップ研修において、再度検討すべき内容だと思います

団体名	全国発達支援通園事業連絡協議会
-----	-----------------

## 1. 研修の在り方について

あ、基本事項として；子どもの権利の理解

○「こども基本法」に基づき、「児童の権利条約」の基本原則及び「障害者権利条約」の「子ども条項」の学習；特に「意見表明権」について理解を深める

○「こども家庭審議会」答申；「はじめの100か月ビジョン」「子どもの居場所づくり」の骨格理解；大人との信頼関係の構築について理解を深める

○「児童福祉法」の施策であることへの理解

い、「子ども主体」の立場からの子ども理解；「ガイドライン」を踏まえつつ

○発達の本質理解；「できるーできない」ではない本質理解

○発達過程とその過程における多様性

○障害により本人が抱える「困難」の理解

○本人が受けてきた支援経過を学ぶ；母子保健事業、障害児相談支援事業について

○小学校以上の子どもに対する性教育の学び

○本人理解のためのケース検討の実際

う、子どもの発達支援のための活動について視野と体験を広げる

○災害時の対応に関して「自立支援協議会」で学び合う

○児童発達支援センターにおける実習

○他事業所における実習・交流

○「障害者自立支援協議会児童部会」における「ケース検討会」への参加(必須に)

え、家族支援のために

○自治体における保護者支援の仕組みを学ぶ

○保護者の子どもに対する思いを理解するために必要な情報を学ぶ

○保護者会の運営に関しての「児童部会」での情報交流

○家族支援のための福祉施策と自治体の状況を学ぶ

お、地域支援のために

○乳幼児健診から受給者証発行までの仕組みを学ぶ

○児童発達支援センターの機能を学ぶ

○保育所・幼稚園等の障害児支援の実情を学ぶ

○自治体の就学相談の仕組み

○「自立支援協議会児童部会」における共同事業の検討；交流会、ニュース発行等々

○災害時等に子どもの安全を守るための地域町内会や、避難場所となる学校との連携事業

○障害者施策に関する「自立支援協議会」における情報共有

## 2. 研修の実施主体について

自治体の責任において実施することを基本として

- 社会福祉協議会、児童発達支援センターの主催；あ・う・お
- 基幹相談センターが主催する「自立支援協議会児童部会」；え、ケース検討会の定期開催
- 子ども家庭センターが主催する；あ、い、お

### 3. 研修の標準カリキュラム（案）及び効果的な実施手法について

- 1に示したもののうち  
新人研修では；いのうち最初の○3つ  
2年目研修では；あ、い、う  
3年目研修では；え、お  
それ以上の方の研修では；定期的ケース検討と、地域連携の在り方に関するグループワーク

### 4. 研修の具体的運用に向けた方向性等について

大人の分野との共同開催ではなく、児童発達・放課後デイに対象を絞ったの実施  
サビ管研修のような演習＝グループワークはやった感はあるが達成度の評価ができないこ  
とから、保育士試験や社会福祉士試験のような択一式で良いので終了テストを実施し、不  
合格な場合は再履修も必要。

自治体ごとの伝達講習部分についてはオンラインを活用した全国統一の研修実施。

児童発達支援センターの中核的機能を活用した実地研修（実地研修をするセンター向けの  
研修も必要）

働き手不足・働き方改革なご時世を加味した研修日数の検討が必要

## 1. 研修の在り方について

### (入所施設)

障害の一元化により、それまで主たる対象としていた障害種以外の子どもたちが各事業所を利用するようになってきています。当事業所は盲児を主たる対象としており、現在でも利用者の75%が視覚障害者ですが、これは全国的に見ても稀有な例であり、他の盲児を主たる対象としていた施設も現在では知的障害の児童であふれており、視覚障害のある子どもたちが利用する余地がなくなっているであろうと想像します。当事業所では遠く離れた他県から入所してきたケースが数件あり、その理由は「地域の施設では視覚障害児は受け入れてもらえなかった」というものです。施設の立場としては安全の確保という理由が大きいのと思いますが、他にも視覚障害に関する知識が不足していることも原因かと思われます。障害の一元化により身近な地域で支援を受け入れられるようになるはずが、結果として、逆に遠く離れた施設しか選択できないという現状に陥っているように思われます。このような現状を鑑みると、子ども家庭庁から例示された想定される主な論点以外に「さまざまな障害種に応じた支援ができるための専門性向上」に関する研修が必要と考えます。

### (入所施設)

「想定される論点」にもあるようにまずは段階的な研修体系を構築していただきたいです。

障害児支援において「新人」→「3年目」→「5年目以降」→「役職・管理者」など年数や管理者層に分けた研修があると分かりやすくして職員を参加させやすいです。

### (通所施設)

質を担保するために最低限の研修を一律に求めていくことは良い面もあるが、すでに自主的に一定の質と量を保った研修を行っている法人や事業所においては、画一的に研修を求められることで事務的、時間的な負担増になるのは避けた方がよい。

知識偏重の研修ではなく、実際の支援に生かせるようグループワークや体験的な学習を含めた研修を行ってほしい。

### (通所施設)

「人材育成」を考える時にどのような人材が求められているのかを明確化すること。明確化をすることで、次に何をするのかを計画し、実践していくことが求められると考える。

聴覚障害児の発見は、最早期になり保護者支援からスタートをする。子どもを理解し保護者と向き合う人材の育成は、それぞれの親子との関係性や周りのスタッフとの関係性の中で育っていくと考えている。聴覚・視覚の感覚障害については、学ぶ機会がどれほどあるのか。一元化の中で様々な障害児の現状を理解できる人材を育成して欲しい。

## 2. 研修の実施主体について

### (入所施設)

実施主体は自治体で進めて頂きたい。もちろん内部研修として事業者（所）としてもプラスαの研修は実施していくが、専門性の高い方々に講師としてご教示いただくことが大切ではないかと思えます。研修実施の委託は全く問題ないと考えます。

### (通所施設)

必要に応じて、迅速に研修が受けられるよう、柔軟に実施主体を設定できるようになればよい。

### (通所施設)

児童発達管理責任者が、障害児支援の人材として国や各自治体の研修を受け、その研修を各施設に持ち帰り、人材を育成していく。

## 3. 研修の標準カリキュラム（案）及び効果的な実施手法について

### (入所施設)

実施方法は対面、オンラインを上手く組み合わせて行って頂けると助かる。出来れば対面での受講が望ましいが、時間が取れない時にはオンラインを有効活用したいので。

カリキュラムについては、標準的な障害児支援のものと、特殊な障害特性（聴覚障害児など）に特化したものも準備して頂けたら助かる。

### (通所施設)

画一的な知識の習得のみに終始したり、広く共通の知識を得るというだけではなく、各事業所や自分が担当しているケース等の必要性に合わせて自ら学ぶ姿勢を構築していき、モデルや憧れの対象となる先輩職員から学べる機会や同年代の職員と身近な悩みについて交流できる機会があると良い。

### (通所施設)

各自治体で施設間での人事交流のような形で、研修の機会を設ける。様々な障害について学ぶ機会を作るなどして、より広く障害理解を進めていく。

## 4. 研修の具体的運用に向けた方向性等について

### (入所施設)

研修実施主体向けのガイドラインを作成して一般公表して頂けると有難い。

### (通所施設)

1. で触れた通り、既存の研修で賄えている内容の研修を事務的に必修とされることによる負担増は避けてほしい。

## 1. 研修の在り方について

- 支援スキルの段階的に分けて研修を行うことは有効
- 経験の浅い人の入り口研修は、児者、事業種別等を問わず共通要素として学ぶべきものが有ると思われ、省力化という点でも、既存の研修プログラムをベースとし、児者、種別を超えた共通研修のようなものできないか。児者や、種別ごとに異なるテーマについては、共通研修後に、それぞれのものを受講するイメージ。共通研修と言う位置づけで多職種が同じ研修をうけるというのもメリットがあると思う
- 実際に障害児支援施設で支援を受ける発達障害のある児童は、知的障害を伴わない児が増加することが予想できる。また、年齢層も幼児期だけでなく学齢～高校生年代までの利用がより増加すると思われる。そのため、アセスメントに基づく支援、本人の発達や認知スタイルに立脚した支援、幼児期から青年期までの発達の理解が根付くような研修が必要
- 家族支援やきょうだい支援についても盛り込むことがよいのではないか（ペアレント・メンター、ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラム、CAREプログラム等、エビデンスのある家族支援スキルを習得してほしい） 修の実施主体について

## 2. 研修の実施主体について

- 基本的には、全国どこでも質の高い支援を目的とすることから国が実施主体となるべきだが、現実的には各自治体が実施主体になるものと思われる。
- その上で、段階別での実施ということであれば、ビギナーレベルのものについては自治体が実施、もしくは地域の社協と実施するなどして、多くの受講者に対応できたらよい。
- それ以上のレベルになった際には、発達障害児支援に積極的な社会福祉法人などに委託できるのが望ましい。
- 自治体の開催となった場合、研修の質のばらつきが生じることが懸念される。研修の質の担保のためにも強行研修のように国での指導者研修養成 → 各自治体というスキームがよいのではないか。

## 3. 研修の標準カリキュラム（案）及び効果的な実施手法について

- 「障害児通所支援における支援の質の評価に係る調査研究」に発達障害支援者育成研修（案）示されている内容はよくまとまられていると思う。カリキュラムはこの内容に沿って作成されるとよいのではないか
- ビギナーレベルの座学については、オンラインで参加しやすく、広く効率的に学ぶことでよいと思われる。ただ、受講者も多忙ではあると思うが、聞きっぱなしで終わるこ

とのないよう、チェックリストを活用したり、レポートの提出など行ってはどうか。

- その後のレベルの研修については、対面での開催として、小グループでの演習を実施したり、地域の中核となる機関によるフォローアップがあればなおよいと思われる。
- 受講後の実践とそのフォロー、OJT（コンサルテーション）がなければ、座学のみではあまり研修効果が無いと思われる。発達障害者支援センターや発達障害地域支援マネジャーのコンサルテーションを受けることをセットにする 等も考えられる

#### 4. 研修の具体的運用に向けた方向性等について

- 研修実施についてのガイドラインの作成は大変有効であると考えられる。
- また、研修を実施したことの知見を集めて、支援者向けの製作物を作成して、受講者へのおさらいや職場の都合により未受講になっている支援者にも手に取ってもらい、ひとまずの研修効果を狙い、また将来の受講意欲に繋げることができたらよいと思われる。
- これまでに獲得したスキルを確認する手続きに一定の困難があるかもしれないが、一から受講する必要のない支援者については、一部免除できることも受講の動機づけを高めることになる。
- その後の支援実践に結びついているかどうか、研修の効果測定と言う観点からも何らかの手立てを要すると思う
- 「障害児通所支援における支援の質の評価に係る調査研究」に挙げられているように、何らかのインセンティブが設けられると、事業所も職員の研修受講に積極的になると思われる。